

再審査に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要

1 ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎生ワクチン(ND・IB 生ワクチン「NP」)

(1) 主成分

弱毒ニューカッスル病ウイルス B 1 株

弱毒鶏伝染性気管支炎ウイルス北-1 株

(2) 対象動物

鶏

(3) 用法及び用量

飲水、噴霧により投与する。

飲水投与ではワクチンを飲水に混合し、1羽あたり1羽分になるように飲ませる。

噴霧投与では、添付の溶解溶液、日局精製水又は日局生理食塩液で溶解し、1羽あたり1羽分を噴霧する。ただし、噴霧投与は、通常4週齢以降で行う。

(4) 効能及び効果

ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎の予防

2 ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性コリーザ及びマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症不活化ワクチン（“京都微研”ニワトリ5種混合オイルワクチン-C）

(1) 主成分

発育鶏卵培養ニューカッスル病不活化ウイルス

発育鶏卵培養鶏伝染性気管支炎不活化ウイルス

ヘモフィルス・パラガリナルム A 型不活化菌

ヘモフィルス・パラガリナルム C 型不活化菌

マイコプラズマ・ガリセプチカム不活化菌

(2) 対象動物

鶏

(3) 用法及び用量

50日齢以上の鶏の脚部筋肉内に0.5mLを注射する。

(4) 効能及び効果

ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎及び鶏伝染性コリーザの予防及びマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症による産卵率低下の軽減。

3 食品安全委員会に意見を聴く事項

薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定による上記動物用医薬品の再審査に際しての当該医薬品の食品健康影響評価（食品安全基本法第24条第1項第8号）